

令和5年度 道路台帳補正 単価表

名 称	単 位	単 価
(1) 単価表A【工事長が100m未満の工事】		
A-1 公共座標による丈量図が有る	箇所	357,000
A-2 公共座標による丈量図が無い	箇所	308,000
(2) 単価表B【工事長が100m以上の工事】		
・ 公共座標による3級基準点の有る場合		
B-1 公共座標による丈量図が有る	km	4,685,000
B-2 公共座標による丈量図が無い	km	4,045,000
・ 公共座標による3級基準点が無い場合		
B-3 公共座標による丈量図が有る	km	6,676,000
B-4 公共座標による丈量図が無い	km	6,047,000
(3) 単価表C【路線の再編成による起終点方向等の変換 L\geq100m】		
C-1 公共座標による丈量図が有る	km	1,619,000
C-2 公共座標による丈量図が無い	km	1,296,000
・ 路線組み換えや廃止に伴う台帳補正の場合		
C-3 トレースによる路線組み換えの台帳図修正	km	863,000
C-4 図面番号の変更及び路線の廃止に伴う台帳図削除	km	657,000
(4) 単価表D【用地境界標設置による台帳整備 L\geq100m】		
・ 公共座標による3級基準点の有る場合（公共座標による丈量図有り）		
D-1 法務局調査をする	km	10,887,000
D-2 法務局調査をしない	km	10,212,000
・ 公共座標による3級基準点が無い場合（公共座標による丈量図有り）		
D-3 法務局調査をする	km	12,803,000
D-4 法務局調査をしない	km	12,132,000

単価適用日 令和6年3月15日

令和5年度 道路台帳補正業務委託

特記仕様書

福岡県県土整備部

1. 目的（全作業種別に適用する）

道路台帳補正業務委託の作業内容の把握と作業成果の統一を計るために定める。

2. 補正作業区分一覧

道路台帳補正は次の作業種別で行う。

作業種別・区分	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	C-1	C-2	C-3	C-4	D-1	D-2	D-3	D-4
全体計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現地踏査	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
3級基準点測量					○	○							○	○
4級基準点測量			○	○	○	○					○	○	○	○
地形測量(DMデータ作成含む) (台帳図作成)	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
道路台帳原図作成	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○
DMデータ作成							○	○						
数量計算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
データ入力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電算処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地登記簿調査											○		○	
地積測量図転写											○		○	
用地平面図作成											○		○	
復元測量											○	○	○	○
境界確認											○	○	○	○
永久境界標埋設											○	○	○	○
境界杭・点の記作成											○	○	○	○
道路敷地構成図 (道路敷地構成図転写)	○		○		○						○	○	○	○

3. 全体計画（全作業種別に適用する）

作業全般の計画等を行うもので次のとおりとする。

(1) 計画準備

業務全般にかかる作業計画、人員や機材の準備手配を行う。

(2) 資料収集整理

下記の資料の有無を担当職員に確認の上借用し、整理する。

- 3級基準点測量成果簿及び点の記
- 工事用平面図（竣工図又はマイラー図）
- 丈量図（公共座標の確認）
- C B R 調査資料
- 舗装構成図
- 道路供用開始事績
- その他事務所より貸与される資料

(3) 打合せ協議

作業工程、貸与資料の検討結果、流水方向、カーブ標識等の記載について協議を行う。

(4) 道路現況位置図

区分B・C・Dについては、必要に応じて国土地理院発行年度の新しいものを用いて道路現況位置図（S=1/25,000）の作成を行う。

(5) 世界測地系

- (A-1・2 C-1・2・3・4)については、既測図の座標に合わせて補正する。
- (B-1・2・3・4 D-1・2・3・4)については、世界測地系で測量を行う。
- 旧座標図面及び新座標図面の接合は、地形図内に接合線を取り、図郭の座標値は旧・新の両方を表示し、旧座標については括弧表示とする。

4. 現地踏査（A・B・D業務に適用する）

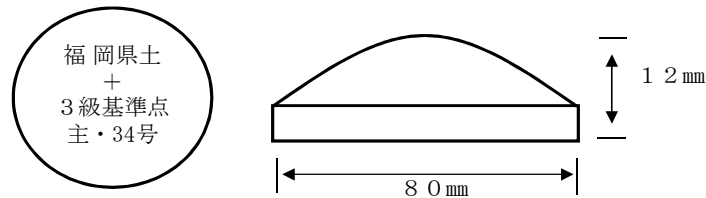
現地踏査は、全体計画で収集整理した資料を基に現地にて、作業範囲の確認、基準点の異常の有無を調査、補正作業区分の確認を行う。

5. 3級基準点測量

「福岡県公共測量作業規程」に準拠して設置する。

(1) 3級基準点測量 (B-3・4 D-3・4)

1. 地形測量及び境界復元に利用できるように、設置場所を考慮する。
2. 埋設 … コンクリート・金属鋳等の選定は、埋設箇所にて判断する。
(金属鋳は、原則的に下記仕様とする。)
名称番号：事務所名・路線番号
寸法： $\phi = 80\text{mm}$ $H = 12\text{mm}$



(2) 成果表及び点の記 (B・D業務に適用する)

新点及び既設点についても「エクセルデータ」で作成し納品する。

(3) 配点図 (B・D業務に適用する)

管内図 (S=1/50,000) に、位置・名称・年度・点番号を記入する。

(4) 平面図上に入る基準点は、点番号及び座標値を全て表示する。

6. 4級基準点測量 (B・D業務に適用する)

「福岡県公共測量作業規程」に準拠して設置する。

- (1) 3級以上の基準点を既地点として、測量を行う。
- (2) 平面図上に入る基準点は、点番号及び座標値を全て表示する。

7. 地形測量 (A・B・D業務に適用する)

「福岡県公共測量作業規程」に準拠して行う。

- (1) 地形測量の幅員は50mを標準とするが、道路にかかわる地物は全て表示する。
- (2) 平面図上に入る国家三角点及び基準点は、点番号及び座標値を全て表示する。
- (3) 旧座標図面及び新座標図面の接合は、地形図内に接合線を取り、図郭の座標値は旧・新のダブル表示を行う。
- (4) 平面図上に境界杭の種別を表示する。
- (5) 道路標識については、案内標識・警戒標識・補助標識とする。
- (6) 横断暗渠等についても調査・表示する。
- (7) データ表を別途作成する場合は、平面図単位とする。
- (8) 貸与されたCBR調査資料により、道路台帳平面図に調査位置及び設計CBR値を記入し、余白に舗装構成図を転記する。
- (9) 道路現況調査を行い、必要項目を調査測定・編集・製図し、道路台帳平面図を作成する。
- (10) DMデータ作成は、地形測量成果を基に福岡県公共測量作業規程の仕様に従ってその内容を確認し、所定の形式、構造により電子記憶媒体に記録する。

8. 道路台帳原図作成 (A・B・D業務に適用する)

道路台帳原図作成は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 現地測量で作成した道路台帳平面図を自動製図機を用いて作成する。
- (2) 現地測量で作成した道路台帳平面図の出力図を透写製図して作成する。

9. DMデータ作成 (地形データ作成)

DMデータファイル作成は、地形測量成果を基に福岡県公共測量作業規程の仕様に従ってその内容を確認し、所定の形式、構造により電子記憶媒体に記録する。

10. 台帳図作成（C業務に適用する）

「福岡県公共測量作業規程」に準拠して行う。

- （1） 区分C-1・2は、トレースによる起終点方向の変更作業とする。
- （2） 区分C-3は、トレースによる路線組み換えの台帳図修正作業とする。
- （3） 区分C-4は、図面番号の変更及び路線の廃止に伴い台帳図を削除する作業とする。

11. 数量計算（全作業種別に適用する）

補正区間と前後各1区間の数量計算（延長・面積）を行い、1図葉ごとで集計する。

12. データ入力（全作業種別に適用する）

データ入力は、「道路施設現況調査データ入力支援システム」にて入力する。

- （1） システムデータ及び補正箇所区間データは、電子記録媒体にて操作手引書とともに道路課維持係より支給する。
- （2） 橋・踏切データは、データシートにて処理する。
- （3） 入力後、補正データ（電子記録媒体）は道路課維持係に納品する。
- （4） データ入力証明として、「履行確認書」を作成する。

13. 電算処理（全作業種別に適用する）

県庁道路維持課の道路台帳データベースを更新する。

- （1） 電算処理証明として「履行確認書」を作成する。

14. 土地登記簿調査（D-1・3）

資料収集で借用した丈量図を基に、法務局にて作業範囲内の土地登記簿の閲覧及び必要事項の謄写を行う。

15. 地積測量図転写（D-1・3）

資料収集で借用した丈量図を基に、法務局にて作業範囲内の地積測量図の転写を行う。

16. 用地平面図作成（D-1・3）

資料収集で借用した丈量図及び地積測量図転写図を基に、変更、修正及び数値データ入力を行い、最新の用地平面図を作成する。

- （1） 成果品は「SIMデータ及びSXFデータ」で作成し納品する。

17. 復元測量（仮杭設置）（D業務に適用する）

丈量図を基に、現地にペンキまたは木杭等により復元を行い、その位置が確認できるように写真を撮り、「仮設杭設置現況写真」表を作成する。また、現地での不突合箇所については担当者と立合協議する。

18. 境界確認（同意書作成及び立合確認）（D業務に適用する）

仮杭設置後、権利者への境界標設置（埋設）の同意書を発送する。

- （1） 発送する書類は下記のとおりとする。
 1. 依頼文書（福岡県民有地境界杭の埋設についてのお願ひ）
 2. 境界標設置（予定）位置図
 3. 仮設杭設置現況写真
 4. 同意書のはがき（返信用）
 5. 境界杭・プレート設置見本
- （2） 同意書にて立合希望がでた場合には担当者と権利者が日程を協議し、立合を行う。
- （3） 立合が不成立の場合には埋設は行わず、仮設杭設置写真を付け点の記を作成し、欄にその理由を記入する。
- （4） 同意書については「PDFデータ」で作成し納品する。

19. 永久境界標埋設 (D業務に適用する)

境界標設置の同意を得た境界点について、永久境界標の埋設を行う。

- (1) 永久境界標については、「用地境界杭の設置要領」を基にコンクリート杭もしくはプレートを選択する。
- (2) 境界標設置の箇所数は変更対象となる為、コンクリート杭及びプレートに分けて報告する。

20. 境界点・点の記作成 (D業務に適用する)

各境界点の点の記をエクセルデータで作成し納品する。

埋設を行わなかった境界点については、仮設杭設置写真を付け、その理由を備考欄に記入する。

21. 道路敷地構成図 (A-1 B-1・3 D業務)

「福岡県公共測量作業規程」に準拠して行い、公共座標により、用地測量が行われた箇所のみ作成する。

- (1) 道路台帳平面図と同じ図郭割及び座標値で作成する。
- (2) マイラー上に、官民境界を朱(又は赤)インクで表示する。
- (3) 貸与された資料により、下記の要領にて作業を行う。
 1. 法務局調査は行わない。
 2. 現地との照合は行うが、現地の修正は行わない。
 3. 境界の異状点は、敷地構成図の青焼きに表示し担当者へ報告する。
(例：境界杭なし、倒れている等)
 4. 境界点の座標及び境界標の種別、点番号を表示する。
- (4) 道路供用開始事績より下記項目の表示を行う。
 1. 供用開始年月日
 2. 告示番号
- (5) 全体幅員を50m程度とする。

22. 道路敷地構成図転写 (C-1)

区分Cはトレースによる起終点方向の作業とする。

23. 距離標

道路台帳上に予め設置している距離標を削除しないこと。

24. 成果品

(1) 道路現況位置図	各3部 (新規路線のみ)
(2) 3級基準点測量成果	各2部
(3) 配点図 (複写)	各2部
(4) 4級基準点測量成果簿	各2部
(5) 道路台帳原図	各1部
(6) 道路台帳青焼図	各3部 (1部県庁図面差替)
(7) データ入力履行確認書	各2部 (複写で可)
(8) 補正データ (電子記録媒体)	1部
(9) 電算処理履行確認書	各2部 (複写で可)
(10) 土地登記簿	各2部 (複写で可)
(11) 地積測量図転写図	各2部
(12) 用地平面図原図	各1部
(13) 用地平面図青焼図	各2部
(14) 同意書	各2部 (複写で可)
(15) 境界点点の記	各2部 (複写で可)
(16) 道路敷地構成図原図	各1部
(17) 道路敷地構成図青焼図	各3部 (1部県庁図面差替)
(18) 電子データ (事務所維持係にて管理)	
① 地形図 (DM) データ	1部
② 用地平面データ (SIM・SXF)	各1部
③ 基準点及び境界点点の記 (エクセルデータ)	各1部
④ 同意書 (PDFデータ)	1部

※ 参考書類

- (1) 成果品チェックリスト
- (2) 3級基準点点の記
- (3) データ入力履行確認書
- (4) 電算処理履行確認書
- (5) 依頼文書（例文）
- (6) 境界標設置予定位置図
- (7) 仮設杭設置現況写真
- (8) 同意書のはがき（例文・返信用）
- (9) 境界杭・プレート設置（見本）
- (10) 境界点・点の記
- (11) 距離標設置基準